

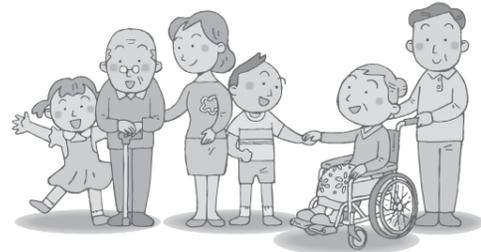
特集／高齢者福祉サービス

安心して暮らすために

介護保険は、40歳以上の皆さんが加入者（被保険者）となって、介護が必要になっても住み慣れた家庭や地域で安心して生活ができるよう、社会全体で支える制度です。

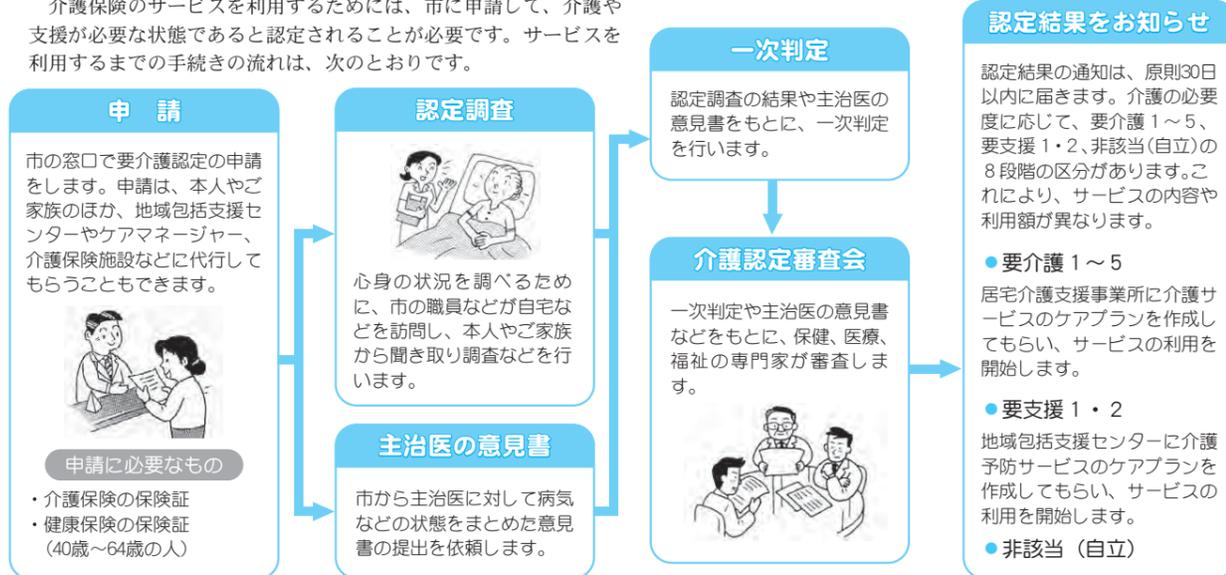
今回は、介護保険の制度や介護保険で受けることができるサービスのほか、市独自の在宅福祉サービスなどを紹介します。

詳しくは、高齢介護課（介護保険の制度・サービスについて：内線353、市独自の在宅福祉サービス：内線483）へ。



介護保険サービスを利用するには？

介護保険のサービスを利用するためには、市に申請して、介護や支援が必要な状態であると認定されることが必要です。サービスを利用するまでの手続きの流れは、次のとおりです。



介護保険の主なサービス

自宅を中心に利用するサービス

- 訪問介護**
ホームヘルパーが訪問して、排せつや入浴、掃除、洗濯などの身体介護や生活援助をします。
- 訪問看護**
看護師などが訪問して、療養上の世話や診療の補助をします。
- 訪問リハビリテーション**
理学療法士や作業療法士、言語聴覚士などが訪問して、リハビリをします。
- ショートステイ(短期入所生活介護)**
介護老人福祉施設などに短期間入所して食事、入浴などの介護や機能訓練を受けられます。

- デイサービス(通所介護)**
食事や入浴などの介護や機能訓練を日帰りで受けられます。
- デイケア(通所リハビリテーション)**
生活機能向上のためのリハビリなどを日帰りで受けられます。
- 住宅改修費の支給**
手すりの取り付けや段差解消など、住宅を改修したとき、20万円を上限に費用が支給されます ※自己負担は1割
- 特別養護老人ホーム**
在宅生活が困難な人のための施設で、日常生活上の支援や介護を受けられます。

施設に入所にて利用するサービス

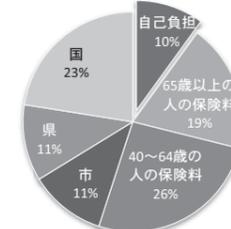
- 老人保健施設**
病状が安定している人が入所する施設で、在宅復帰ができるようにリハビリなどを受けられます。
- 介護療養型医療施設**
長期の療養を必要とする人のための施設で医療や看護、リハビリなどを受けられます。
- 住み慣れた地域で受けるサービス**
 - 認知症高齢者グループホーム**
認知症のために介護が必要な人が共同生活をしながら、食事、入浴などの介護を受けられます。
 - 小規模多機能型居宅介護**
通所を中心に、訪問や短期間の宿泊などを組み合わせて、食事、入浴などの支援や介護を受けられます。

介護保険サービスの利用料金

介護保険のサービスを利用したときの自己負担は、原則、利用料の1割負担です。残りの9割のうち半分を40歳以上の皆さんが納める保険料で、残りの半分を国、県、市で負担します。

自己負担金額は、要介護度や利用される事業所などによって変わります。また、施設サービスでは、別途、食費や居住費、日常生活費などが必要です。

なお、1か月の自己負担金額の合計が一定額(所得などにより15,000円～37,200円)を超えた場合は、申請により超えた分が後から支給されます。



市独自の在宅福祉サービス

ひとり暮らし高齢者(65歳以上)などへのサービス

- 生活管理指導短期宿泊** **要件** 介護認定=要支援、非該当
自立した生活を送ることが不安な人を対象に、短期間の施設入所を利用して、日常生活の指導、支援を行います。
▶利用者負担/1日381円(生活保護世帯は無料) + 食費1日893円
- 訪問理美容サービス** **要件** 介護認定=要介護、要支援
心身の障がいや病気などにより、理容院や美容院に行くことが困難な人に対して、理容・美容師が自宅まで伺います。
▶利用者負担/理容・美容料金(実費)
- 軽度生活援助**
虚弱などの理由で生活の手助けが必要な人に対して、家の雑草除去や窓ふき、食材の買い出しなど簡単な日常生活の支援を行います。 ※シルバー人材センターとの打ち合わせにより、利用回数・時間などを決定します
▶利用者負担/200円(1人1時間)、材料費など必要経費の実費分
- 寝具類の洗濯・乾燥・消毒サービス**
心身の障がいや病気などにより寝具類の衛生管理をすることが困難な人に対して、寝具類の洗濯や乾燥消毒を行います。
▶利用者負担/600円(生活保護世帯は無料)



- 配食サービス** ※
心身の障がいや病気などにより自炊が困難な人に対して、食事を宅配するとともに、配達時に安否を確認します。
▶利用者負担/1食350円(食材費など)
 - 自立生活促進** **要件** ひとり暮らし高齢者台帳登録者 ※
訪問介護員が月1回定期的に自宅を訪問して、生活上の不安や問題を把握し、自立した生活を手助けします。
 - 愛の一声運動** **要件** ひとり暮らし高齢者台帳登録者 ※
毎日、隣人や地域のボランティアが訪問し、挨拶や世間話など一声かけながら安否を確認します。
※配食サービス、自立生活促進、愛の一声運動は、いずれか1つを選択
- ひとり暮らし高齢者台帳とは？**
緊急時の速やかな対応や在宅福祉サービスを受けていただくために作成している台帳です。
▶登録方法/高齢介護課などで配布の台帳に必要事項を記入し、担当地区民生委員の確認後、同課へ

そのほかの在宅福祉サービス

- 高齢者バス通院費用の助成**
70歳以上で、自動車運転免許証の交付を受けていない、または運転できない人が、市内の医療機関に通院するため、路線バスを回数券で利用した場合(1週間に1回の通院まで)に、利用額の半額を助成します。 ※申請には、医療機関と回数券の領収書の写しが必要
- 住宅改善促進の助成** **要件** 介護認定=要介護、要支援 ※
65歳以上の高齢者の世帯で、生計中心者の前年所得税額が7万円以下の世帯に対して、既存の住宅を高齢者が生活しやすいよう改善するために必要な経費の一部を助成します(手すりの設置、段差の解消、和式から洋式便器への取替えなど)。 ※1世帯1回限り
なお、工事着工前に事前審査(申請)が必要です。
- 家族介護慰労** **要件** 介護認定=要介護、要支援 ※
65歳以上の寝たきり・認知症などの高齢者を在宅で介護している人に対して、介護の負担を軽減するため、紙おむつなどの介護用品を給付します(特別障害者手当の受給者、入院・入所中の人の介護者は除く)。
なお、要介護4・5の認定期間が1年以上で、1年間連続して介護保険サービスの利用がなく、市民税非課税世帯の人に、介護手当として年間10万円を支給します。